

# 内部通報制度に関する 就労者1万人アンケート調査の結果について

---

令和6年2月 消費者庁

# 調査の目的・方法など

【調査の目的】：就労者を対象に、公益通報者保護法が従業員数301人以上の事業者に体制整備を義務づけている内部通報制度（※）についての理解度や勤務先における窓口設置の認知状況、通報に対する意識を把握し、事業者の内部通報制度の実効性向上に向けた施策の参考とする。

（※）従業員等から勤務先の法令違反に関する相談・通報を受け、調査を行い、是正する制度。

従業員数300人以下の事業者には努力義務がある。

【調査実施時期】：2023年11月

【調査方法】：インターネット調査

【調査対象】：常時使用する従業員が3名以上の事業者（公的機関を含む）に勤務する全国の15～79歳の就業者で、有効回答10,000人。

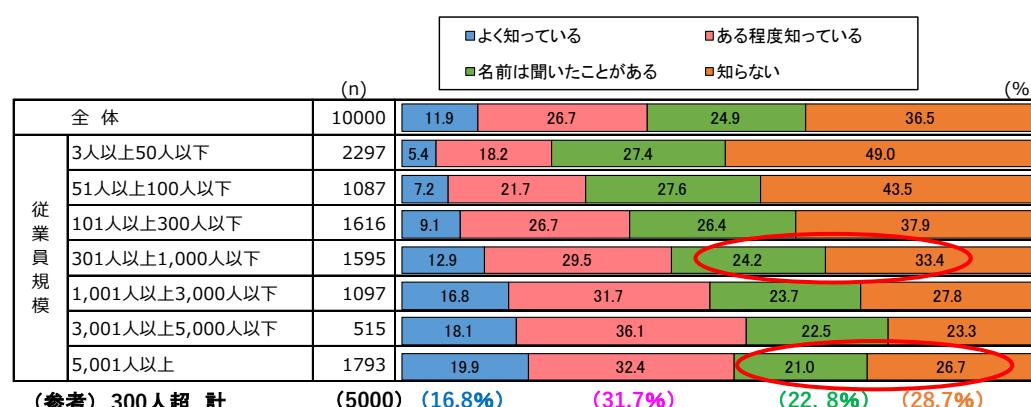
回答者の年齢層・勤務先地域は、総務省統計局の「労働力調査（基本集計）2022年（令和4年）平均結果」の構成比に合わせた。

回答者の勤務先の従業員規模については、「従業員数300人以下」と「従業員数300人超」が同数となるように割り付けている。

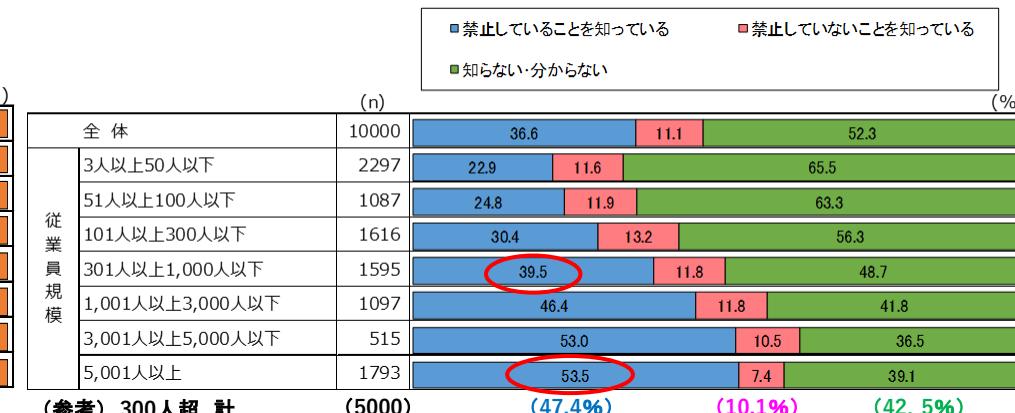
# 就労者1万人アンケート調査結果①

- 内部通報制度を理解していない人は、従業員数が「300人超1,000人以下」の場合、57.6%、「5,000人超」の場合、47.7%【図1】。勤務先で通報を理由とする解雇等の不利益取扱いが禁止されていることを知っている人は、各39.5%、53.5%【図2】。制度を「よく知っている」と回答した人が知ったきっかけは、「勤務先等における研修・周知」が最多【図3】。
  - 内部通報制度の理解度が高いほど、勤務先で重大な法令違反を目撲した場合の通報意欲が高くなる傾向【図4】。

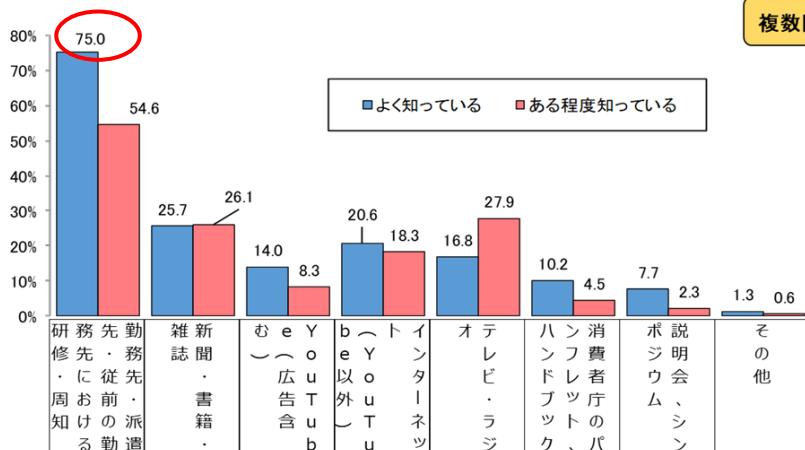
### 【図1】 内部通報制度の理解度



【図2】通報を理由とする不利益取扱い禁止の認知度

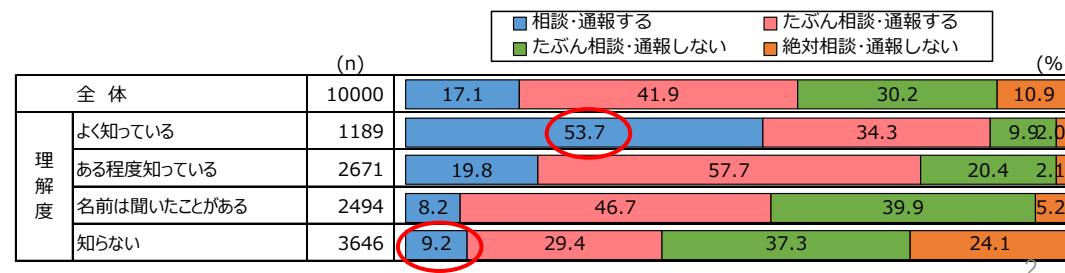


### 【図3】内部通報制度の理解度と認知のきっかけ



【図4】内部通報制度の理解度と通報意欲

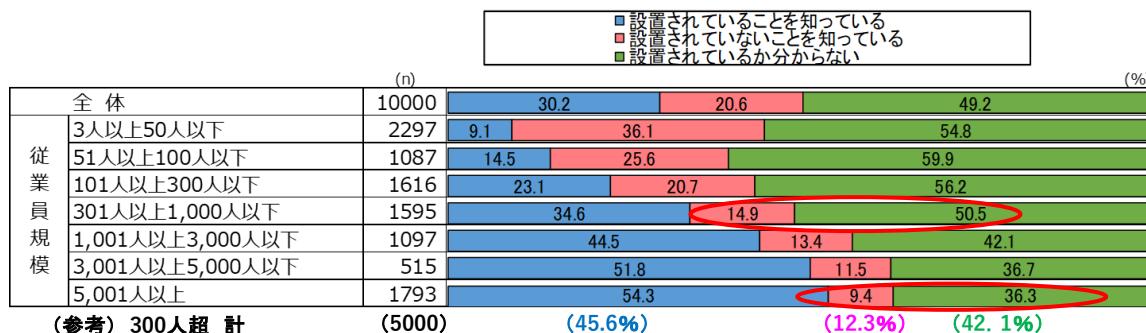
もし、勤務先で重大な法令違反を目撃したら・・・



## 就労者1万人アンケート調査結果②

- 勤め先の内部通報窓口について、従業員数が「300人超1,000人以下」の場合、65.4%、「5,000人超」の場合、45.7%が未設置または認知していない【図5】。窓口の設置を認知した人のきっかけは「社内研修・説明会」が最多【図6】。
  - 勤務先の内部通報窓口を認知している人は、最初の通報先として「勤務先」を回答した割合が高い【図7】。また、勤務先で重大な法令違反を目撲したとしても通報しない理由は、「誰に相談・通報したら良いか分からない」が最多【図8】。

【図5】 内部通報窓口設置の認知度



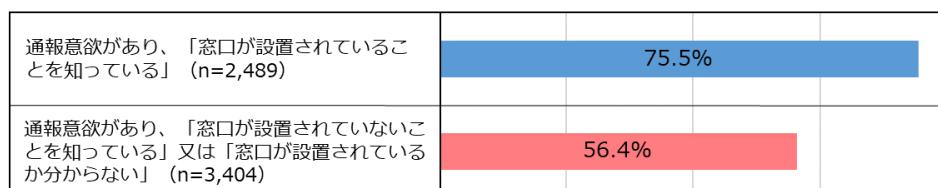
【図6】勤務先の窓口設置を知ったきっかけ



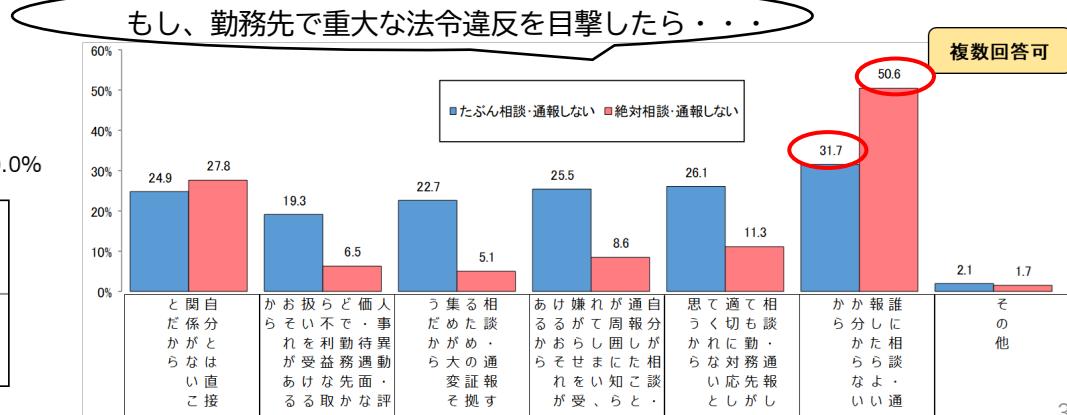
【図7】内部通報窓口設置の認知と勤務先への通報意欲

もし、勤務先で重大な法令違反を目撃したら・・・

### ＜最初の通報先として勤務先を選択する割合＞



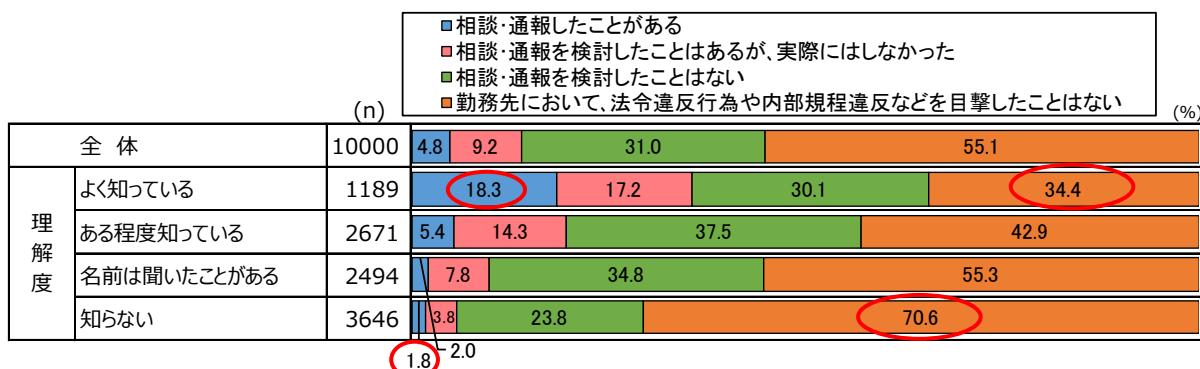
#### 【図8】どこにも相談・通報しない理由



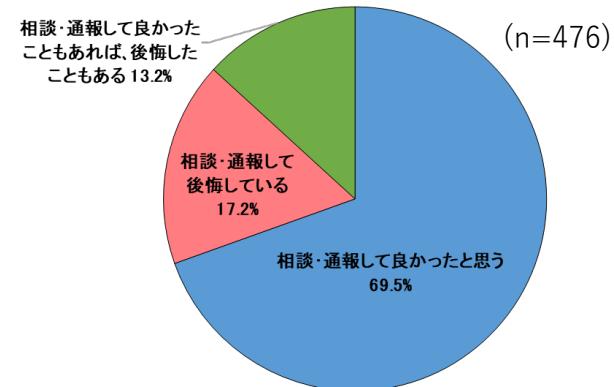
# 就労者1万人アンケート調査結果③

- 内部通報制度を「よく知っている」と回答した人は、法令違反行為等を「相談・通報したこと」や「目撃したこと」が多い【図9】。相談・通報した人の69.5%が「良かった」、17.2%が「後悔している」、13.2%が「良かったことも後悔したものもある」と回答【図10】。後悔の理由は「調査やは是正が行われなかった」が最多、次に「不利益な取扱いを受けた」【図11、12】。
- 相談・通報に際しては、「匿名」を希望する割合が高い【図13】。

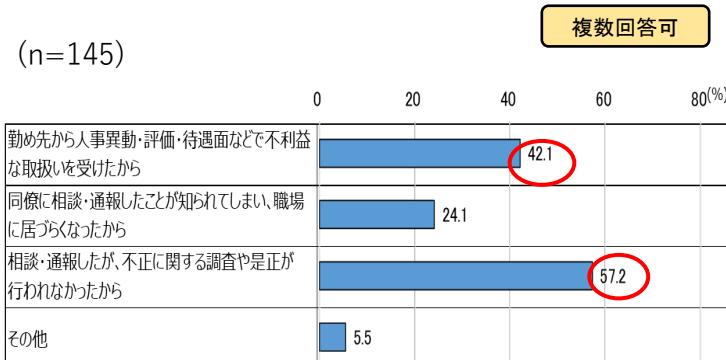
【図9】 内部通報制度の理解度と通報経験



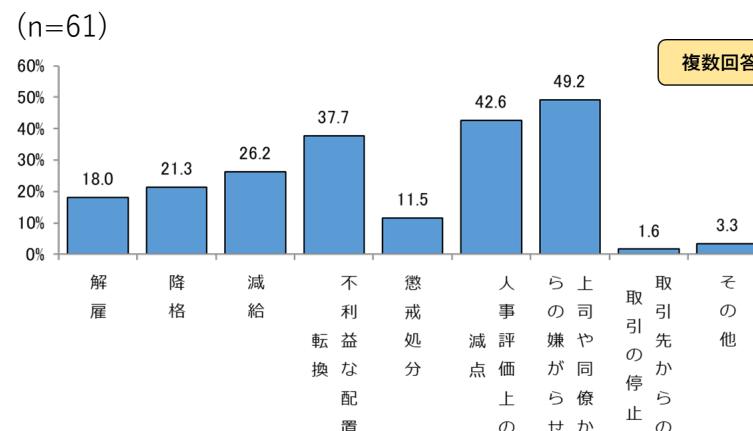
【図10】 相談・通報した後の心情



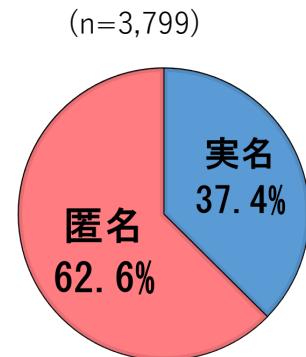
【図11】 通報したことを後悔している理由



【図12】 通報経験者の後悔と不利益な取扱い



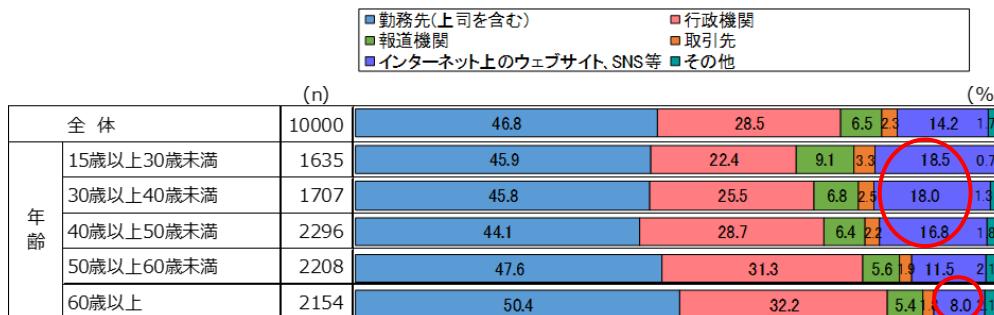
【図13】 勤務先への通報時の意向



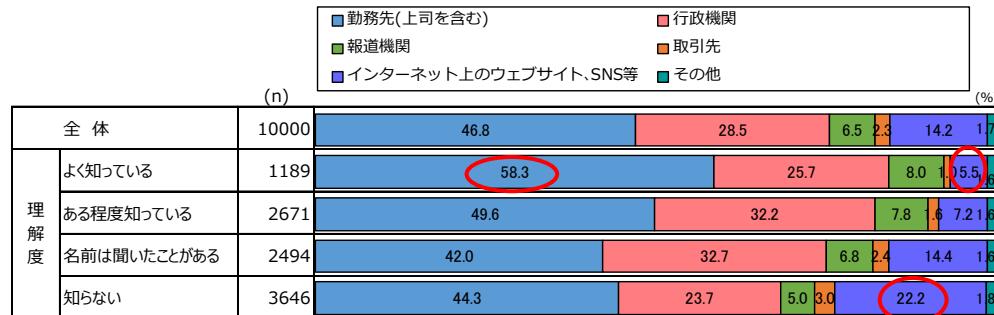
# 就労者1万人アンケート調査結果④

- 年代が若いほど、一番通報しやすい先は「インターネット・SNS」との回答割合が上昇する傾向【図14】。
- 内部通報制度を「よく知っている」と回答した人は、それ以外の人よりも、一番通報しやすい先として、「勤務先」を選んだ割合が高い一方、「インターネット・SNS」を選択した割合は低い【図15】。公益通報者保護法の保護条件についての就労者の理解向上が勤務先への通報を増やし、SNS等への告発を減らすことにつながる可能性がある。

【図14】 一番通報しやすい先



【図15】 内部通報制度の理解度と一番通報しやすい先



## 公益通報者保護法上の通報先と保護条件(※1)

### ① 勤め先(内部通報窓口・上司等)

条件: 不正(※2)があると思料すること

### ② 行政機関

条件: 不正(※2)があると信ずるに足りる相当の理由があること又は不正があると思料し、氏名などを記載した書面を提出すること

### ③ 報道機関等(通報対象事実の発生・拡大を防止するために必要であると認められる者)

条件: 不正(※2)があると信ずるに足りる相当の理由があること及び次のような事由があること

(証拠が隠滅されるおそれが高い、  
内部通報をしてから一定期間経っても調査が行われない場合 等)

※1 公益通報が保護条件を満たしている場合、事業者は通報者に対し、通報を理由とする解雇等の不利益な取扱いをしてはならず、また、損害賠償を請求することができない。

※2 対象となる法律に違反する犯罪行為・過料対象行為、または最終的に刑罰・過料につながる行為をいう。